

## I. 令和3年度関税改正を巡る諸情勢

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界の経済社会は大きく変化している。世界貿易も例外ではなく、WTOの分析によれば、2020年の世界貿易は第2四半期で対前年同期比2割以上の減少となった。また、我が国においても、対前年同月比で見ると輸出額・輸入額ともに今年に入り10月までの全ての月において減少を記録し、入国者数や船舶・航空機入港数は大幅減となった。一方で、航空貨物の輸入件数は、近年、電子商取引が拡大傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた個人の電子商取引の活用もあり、大幅に増加している。

財務省及び税関は、新型コロナウイルス感染症がもたらした変化に的確に対応し、適切な関税率の設定・関税制度の整備等を行うとともに、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」「貿易円滑化の推進」を着実に果たしていく必要がある。これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業務量の変化に対応するための配置変更や、感染リスクを減少させるための押印の省略や通関業者の在宅勤務等への柔軟な対応などの取組を実施している。今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症による需給の変化等を踏まえた関税率の検討、感染リスクを減少させるための非接触型の通関の拡大、さらにはデジタル時代の貿易実務に対応した税関関係手続の環境整備等を進めていくことが重要である。

また、来年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されている。迅速な通関を確保する必要がある一方、テロ対策や覚醒剤等の密輸阻止の観点から、より厳正な水際取締りが求められており、税関の体制の整備・充実や先端技術を活用した検査機器の導入、事前情報等の活用を一層進めていくことが重要である。

さらに、本年10月には日英包括的経済連携協定に、11月には地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に署名がなされた。これらの協定の発効後には、我が国の貿易総額に占める経済連携協定等が発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合は約8割となる。我が国は自由で公正な経済秩序の構築を進めており、こうした協定の発効は「貿易円滑化の推進」にも資することから、貿易関係者への説明を積極的に実施するなど一層の利用促進に取り組むとともに、これらの協定を前提とした関税政策の検討や関税制度・執行体制の整備を進めていくことが重要である。

## II. 令和3年度関税改正についての考え方

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

#### (1) 暫定税率の適用期限

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正す

る税率である。その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

上記の考え方に沿って検討を行った結果、令和3年3月31日に適用期限が到来する416品目に係る暫定税率について、その期限を令和4年3月31日まで延長することが適当である。

## (2) 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度については、対象となる品目がWTOドーハ・ラウンド交渉や、経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、また、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和3年3月31日に到来する適用期限を令和4年3月31日まで延長することが適当である。

## (3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）において、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、TPP11発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

- ・ 糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること
- ・ 加糖調製品と国産の砂糖に価格差が認められること
- ・ 国産の砂糖の需要量が減少する中においても加糖調製品の輸入量の減少幅は相対的に小さいこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減に努めていること
- ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして、国内産糖への支援に充当する調整金を拡大する方針であること

等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和3年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である。

また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について、農林水産省に検証を求めることが適当である。さらに、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体

的取組についても、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に説明を求めることが適当である。

#### (4) 沖縄に係る関税制度上の特例措置

沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄における各種税制上の特例措置が設けられており、関税制度上の特例措置として、選択課税制度が講じられている。

令和3年3月31日に適用期限が到来する選択課税制度については、沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の税制上の特例措置の一環であること等を踏まえ、沖縄振興特別措置法の適用期限である令和4年3月31日まで1年間延長することが適当である。

## 2. 個別品目の関税率の見直し

### (1) ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（PVC手袋）の関税率の見直し

ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（以下「PVC手袋」という。）は、医療・介護現場等において、感染症対策や汚物処理等の場面で使用されている。PVC手袋は、ほぼ全量を中国・ベトナム等からの輸入に依存している。本年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界的にPVC手袋の需要が増加し、輸入価格が上昇している。PVC手袋の輸入価格の上昇に伴う医療・介護現場等の負担を軽減する観点から、関税率を無税とすることが適当である。

なお、今般の世界的な需要の増加及び価格の上昇は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものであり、令和4年度以降のPVC手袋の関税率の設定に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況やPVC手袋の国内生産の動向等を踏まえる必要があることから、暫定税率により措置することが適当である。

### (2) 2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル（NDC）の関税率の見直し

2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル（以下「NDC」という。）は石油由来の化学物質であり、これを原料とするポリエチレンナフタレート樹脂（以下「PEN樹脂」という。）は耐熱性や耐薬品性等に優れており、データ記録用テープ素材、医薬品用容器及び給食用食器等に使用されている。NDCは日本国内で生産されておらず、我が国は全量を米国から輸入している。近年、NDCの価格は上昇しており、PEN樹脂を利用した最終製品の製造コスト増加を抑制する等の観点から、基本税率を無税とすることが適当である。

### (3) メタ-フェニレンジアミン（MPDA）の関税率の見直し

メタ-フェニレンジアミン（以下「MPDA」という。）は石油由来の化学物質であり、これを原料とするメタ系アラミド繊維は長期耐熱性や難燃性等に優れており、消防用

防火服、自動車エンジン向けギア用基材等に使用されている。MPDAは日本国内で生産されておらず、我が国は全量を中国及びインドから輸入している。近年、MPDAの価格は上昇しており、MPDAを利用した最終製品の製造コスト増加を抑制する等の観点から、基本税率を無税とすることが適当である。

### 3. 特恵関税制度の適用期限の延長

特恵関税制度とは、UNCTADでの合意に基づき、開発途上国の経済発展を支援するため、開発途上国からの輸入製品の関税率を無税あるいは低税率とする制度である。本制度は、昭和46年の制度導入以来、10年ごとに延長されてきており、令和3年3月31日に適用期限が到来する。

特恵関税制度については、開発途上国の開発支援は引き続き重要であること、開発途上国へ投資等をする企業の予見可能性を確保する必要があることを踏まえ、従来の措置と同様、適用期限を令和13年3月31日まで10年間延長することが適当である。

ただし、

- ・ 他の先進国と比較して特恵関税制度の利用率が低調である
- ・ 米国やEUと異なり経済連携協定を締結した国や地域に対しても引き続き特恵関税制度を適用しており、制度が複雑化している
- ・ WTO原産地規則委員会において、後発開発途上国向けの特恵関税制度を中心に、原産地規則が他国に比べて厳格であり、特恵利用の阻害要因となっている

といった課題については、まずは特恵関税制度対象国からの輸入の実態や特恵関税制度の政策効果等を分析・検証する必要がある。その上で、必要に応じ、諸外国における運用等も踏まえ、適用期限にとらわれず対応を検討し、制度改革を行うことが適当である。

### 4. HS条約の改正に応じた関税率表の改正

関税率表（関税定率法及び関税暫定措置法の別表）は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（以下「HS条約」という。）附属書の品目表（以下「HS品目表」という。）に基づいて作成されている。

令和元年6月の世界税関機構（WCO）総会において採択されたHS品目表の改正案が、本年1月にHS条約締約国により受諾され、令和4年1月1日から適用されることとなっていることから、HS品目表の改正に応じて、関税率表を改正することが適当である。

## 5. 災害等による納期限等の延長制度の拡充

現行制度上、関税においては、災害発生後、告示により地域を指定し、納期限等を延長できる制度（以下「地域指定による期限延長」という。）が設けられている。

一方、国税においては、同様の地域指定によるほか、納税者等の申請に基づき期限延長をすること（以下「個別指定による期限延長」という。）や、e-Taxの使用不能等により期限までに納付等をする事ができない者の範囲を指定して期限延長をすること（以下「対象者指定による期限延長」という。）が可能とされている。

国税と同様の個別指定による期限延長を可能とすれば、地域指定による期限延長に係る告示が発出されるまでの間に期限が到来する納付等について、適時に対応することが可能となり、被災者の予見可能性の向上につながるだけでなく、個別の事情を勘案して期限を延長する等のきめ細やかな対応が可能となる。

また、国税と同様の対象者指定による期限延長を可能とすれば、ほぼ全ての輸出入者が利用する輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）がサイバー攻撃等により使用不能になる等の場合にも、機動的な対応が可能となる。

このため、関税においても、国税と同様の個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長を可能とすることが適当である。また、災害等が発生した場合の指定地外検査許可手数料等の還付、軽減又は免除についても、上記の期限延長に係る措置に合わせてその適用範囲を拡大することが適当である。

## 6. 税関関係書類における押印義務の見直し

税関関係手続のうち、法律・政令・省令・通達において押印を求めているものの大部分については、NACCSによりデジタル化が図られており、実態として押印が不要となっているものの、一部の手続については押印が必要とされている。

行政のデジタル化、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、既に実態として押印が不要となっている手続も含め、改めて押印の必要性を精査し、原則として押印義務を廃止することが適当である。

## 7. 通関時における関税等の納付手段の多様化

商業貨物等の通関においては、現金納付のほか、オンライン・リアルタイム口座振替方式やマルチペイメントネットワーク方式によるキャッシュレス納付が可能となっている。また、我が国に入国する旅客等の携帯品等については、当該通関の手続を選択することによりこれらのキャッシュレス納付が可能であるが、簡易な通関手続による場合の納付

手段については、現金納付となっている。

これらの通関時にクレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付も可能とすれば、旅客等の利便性の向上及び通関の更なる円滑化につながるとともに、非接触型の決済による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも資する。

このため、クレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付を可能とし、納付手段を多様化することが適当である。

## 8. 電子帳簿等保存制度の見直し

貨物を業として輸出入する者は、関税関係帳簿書類を保存する義務がある。この帳簿書類は、電子的に保存することも可能であるが、所定の要件<sup>1</sup>を満たした上で承認を受けの必要があり、電子帳簿等の利用は限られている。

一方、令和3年度税制改正においては、内国税の電子帳簿等保存制度について、(1)電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化、(2)スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設、(3)電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し等が行われることとなっている。

こうした状況を踏まえ、関税においても、関税関係帳簿書類の電子的保存に係る負担の削減を図るとともに、円滑な事後調査のための適切な保存を推進する観点から、内国税の見直しと同様に、以下の改正を行うことが適当である。

### (1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

電子帳簿等保存制度について、事務負担を削減しペーパーレス化を推進するとともに、信頼性の高い電子的な関税関係帳簿にインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図る観点から、下記の見直しを行うことが適当である。

- ① 電子保存するための事前承認制度を廃止する。
- ② 現行の要件を満たして帳簿を電子保存し、その旨を届け出た者については、その帳簿に関連して過少申告があった場合に、過少申告加算税の税率を5%軽減する（ただし、関税関係書類との関係が明らかでない場合、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税が含まれる場合には軽減しない。）。
- ③ 現行の要件のうちモニターの設定等のみを満たす帳簿についても、税関職員の質問検査権に基づくダウンロード要求に応じることを要件として、電子保存することを可能とする。

---

<sup>1</sup> 電子帳簿として保存が認められるための現行の要件  
イ 訂正等の履歴が残ること、検索機能があること  
ロ モニター、説明書等を備え付けること

## (2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

スキャナ保存制度について、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続及び要件を下記①及び②のとおり緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑制するため、下記③の担保措置を設けることとすることが適当である。

- ① スキャナ保存するための事前承認制度を廃止する。
- ② 下記のとおりスキャナ保存に係る要件を緩和する。
  - ・ 仕入書等の書類への自署を廃止
  - ・ タイムスタンプ付与までの期間を最長2ヶ月以内に統一  
(※下記③の電子取引に係るデータ保存制度についても同様)
  - ・ 訂正・削除履歴の残るクラウドに最長2ヶ月以内に格納する場合のタイムスタンプを不要化
  - ・ 紙の原本とスキャンした画像との同一性チェック（相互牽制・定期検査）を不要化
- ③ スキャナ保存された電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税の税率を10%加重する。  
(※下記③の電子取引に係るデータ保存制度についても同様)

## (3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

電子取引に係るデータ保存制度について、データ保存に係る事務負担の削減及びデータ保存方法の適正化を図る観点から、下記の見直しを行うことが適当である。

- ① 電子取引に係るデータ保存制度の検索要件を緩和（検索の条件として設定できる項目として貨物の品名、数量を不要化等）する。  
(※上記②のスキャナ保存制度についても同様)
- ② 税関職員の質問検査権に基づくダウンロード要求に応じる場合には、下記の検索要件を不要とする。
  - ・ 価格、取引年月日その他の日付については、その範囲を指定して条件を設定できること
  - ・ 2以上の任意の項目を組み合わせ条件を設定できること(※上記①の電子帳簿等保存制度及び②のスキャナ保存制度についても同様)

## Ⅲ. 引き続き検討すべき事項

近年、越境電子商取引の進展に伴い、海外事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品（特に商標権関連）の輸入が増加しているが、商標法等（特許法、実用新案法、意匠法及び商標法をいう。以下同じ。）の規定上、個人使用目的での模倣品の輸入は商標権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下同じ。）の侵害にならないと整理されているため、当該取引に係る個人使用目的の模倣品は、税関での取締対象となってい

ない。また、税関の認定手続において、輸入者から、個人使用目的であることを理由に争う旨の申出が提出される件数が増加している。こうしたことを背景に、「知的財産推進計画2020」（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）においては、「増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する」とされている。

これを踏まえ、現在、商標法等において、海外事業者が国内の者に模倣品を直接送付する行為を商標権等の侵害行為と位置づける法改正が検討されている。商標法等の改正が行われた場合には、その施行と同時に、当該侵害に係る物品について税関で水際取締りを実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当である。